

別表第2の11を同12とし、同10を同11とし、同9の(1)のセを同ニとし、同スを同ナとし、同シを同トとし、同トの前に次の事項を加える。

- ス 第33条の6第1項の規定による適切な援助
- セ 第33条の6第2項の規定による申込書の受理
- ソ 第33条の6第3項の規定による連絡及び調整
- タ 第33条の6第4項の規定による申込みの勧奨
- チ 第33条の6第5項の規定による情報の提供
- ツ 第33条の14第1項の規定による措置
- テ 第33条の14第2項の規定による措置

別表第2の9の(1)のサを同シとし、同コ中「及び第4項」を削り、同コを同サとし、同オからケまでを同カからコまでとし、同エを削り、同ウを同オとし、同イの次に次の事項を加える。

- ウ 第25条の7第1項第3号及び第2項第4号の規定による報告の受理

エ 第25条の8第4号の規定による報告の受理

別表第2の9を同10とし、同8を同9とし、同7の(1)中「関する事項」の次に「(長野県小県福祉事務所長を除く。(2)において同じ。)」を加え、同ア中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、同(3)のカを同キとし、同オを同カとし、同エの次に次の事項を加える。

オ 第25条の7第2項第3号の規定による報告の受理

別表第2の7の(4)から(6)までを削り、同(7)を同(4)とし、同(8)を削り、同7を同8とし、同6の次に次の事項を加える。

7 保健福祉事務所長に委任する事項

(1) 補助金等に関する事項

この表で別に定めるもののほか、補助金等のうち知事が指定するものの交付

(2) 使用料及び手数料に関する事項

長野県保健所使用料等徴収条例（昭和39年長野県条例第34号）第4条第1号の規定による使用料又は手数料の減免

(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第21条第1項の規定による予防接種費負担金の交付

(4) 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条の2第2項の規定により同条第1項の委託を受けて行う業務のうち認定申請書及び給付請求書の受付並びにこれに付随する業務

(5) 健康診断予防接種事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第537号）の規定に基づく補助金の交付

(6) スモンに対する施術給付等実施要綱（昭和54年長野県告示第2号）の規定に基づく施術費の給付等

(7) 遷延性意識障害者医療費給付実施要綱（昭和55年長野県告示第409号）の規定に基づく医療費の給付

(8) ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の規定に基づく医療費の給付

(9) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）の規定に基づく費用の支払い（第3第1項に係るものを除く。）

(10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（平成元年10月20日付け元保予第537号衛生部長通知）の規定に基づく費用の支払い（第4第1項に係るものを除く。）

(11) 健康増進事業費補助金交付要綱（平成21年1月8日付け20健第702号衛生部長通知）の規定に基づく補助金の交付

(12) 地域福祉に関する事項

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく次の事項（市町村社会福祉協議会に係るものに限る。イにおいて同じ。）

- (7) 第31条第1項の規定による定款の認可
- (イ) 第39条の3の規定による仮理事の選任
- (ウ) 第43条第1項の規定による定款変更の認可
- (エ) 第43条第3項の規定による定款変更の届出の受理
- (オ) 第46条第2項の規定による解散の認可又は認定
- (カ) 第46条第3項の規定による解散の届出の受理
- (キ) 第47条の3の規定による清算結了の届出の受理
- (ク) 第49条第2項の規定による合併の認可
- (ケ) 第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査
- (コ) 第56条第2項の規定による必要な措置の命令
- (メ) 第56条第3項の規定による業務の停止命令及び役員の解職勧告
- (シ) 第56条第4項の規定による解散命令
- (ス) 第57条の規定による事業の停止命令
- (セ) 第59条第1項の規定による事業の概要等の届出の受理

イ 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第11条第1項の規定による台帳の備付け

(13) 社会福祉施設の整備に関する事項

社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第293号）の規定に基づく補助金の交付

(14) 高齢者の福祉及び介護保険に関する事項

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく次の事項

イ 第6条の2第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡調整、情報提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務

(イ) 第6条の2第1項第2号の規定による実情の把握

(ウ) 第6条の2第2項の規定による必要な助言

(エ) 第18条第1項の規定による報告の徴収等

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく次の事項

(イ) 第24条第1項の規定による報告等の命令及び質問

(ウ) 第24条第2項の規定による報告の命令及び質問

(エ) 第76条第1項の規定による報告命令等

(オ) 第115条の6第1項の規定による報告命令等

ウ 宅幼老所支援事業等補助金交付要綱（平成19年3月26日付け18地福第248号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付

エ 高齢者地域支え合い支援事業補助金交付要綱（平成19年3月30日付け18長福第546号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付

(15) 海外引揚者等の援護に関する事項

ア 海外引揚者等援護事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第236号）の規定に基づく補助金の交付

イ 中国帰国者定着自立促進事業実施要領（平成元年8月24日付け元厚第416号社会部長通知）第6第2項の規定による自立指導員及び自立支援通訳の派遣

(16) 戰傷病者の援護に関する事項

ア 戰傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定に

基づく次の事項	イ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第2項の規定による認可及び同条第4項から第6項までの規定による届出の受理（保育所、児童厚生施設及び助産施設に係るものに限る。）
(7) 第21条第1項の規定による補装具の支給又は修理	ウ 社会福祉法第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査（保育所の設置経営に係るものに限る。）
(イ) 第21条第4項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定	エ 社会福祉法第69条第1項及び第2項の規定による届出の受理（放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業に係るものに限る。）
(ウ) 第24条第1項の規定による報告の要求（(7)及び(イ)の支給等に係るものに限る。）	オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づく次の事項
(エ) 第24条第2項の規定による医師の診断を受ける旨の発令（(7)及び(イ)の支給等に係るものに限る。）	(7) 第4条第1項の規定により支給された手当に係る誤払金の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）
イ 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）の規定に基づく次の事項	(イ) 第12条第2項の規定による返還金の徴収
(7) 第15条第1項の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付	(ウ) 第23条の規定による不正利得の徴収
(イ) 第17条の規定による補装具の支給等の請求の却下の旨及びその理由の通知	(エ) 第28条の2の規定による相談への対応、情報提供及び助言
(ウ) 児童福祉に関する事項	(オ) 第29条第1項及び第2項の規定による調査
ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく次の事項（(セ)から(チ)まで及び(ニ)においては、保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。）	(カ) 第30条の規定による資料の提供の要求
(7) 第21条の10の4の規定による通知	カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定に基づく次の事項
(イ) 第24条の3第1項の規定による申請の受理	(7) 第36条第1項及び第2項の規定による調査（第5条の認定を受けた者に係るものに限る。（イ）において同じ。）
(ウ) 第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定	(エ) 第37条の規定による資料の提供の要求等
(イ) 第24条の3第3項の規定による意見の聴取	キ 児童手当法（昭和46年法律第73号）第18条第1項及び第2項の規定による県費負担金の交付
(オ) 第24条の3第4項の規定による期間の決定	ク 障害児通園（デイサービス）事業等補助金交付要綱（昭和49年9月12日付け49障第216号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付（障害児通園（デイサービス）事業に係るものに除く。）
(カ) 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付	ケ 社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第460号）の規定に基づく補助金の交付
(キ) 第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し	コ 認可外保育施設児童処遇向上事業補助金交付要綱（平成18年3月28日付け17青第454号社会部長通知・17教こ第397号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付
(ク) 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還の請求	サ 保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成18年3月28日付け17青第455号社会部長通知・17教こ第399号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付
(ケ) 第34条の11第1項の規定による届出の受理	シ 児童環境づくり基盤整備事業補助金交付要綱（平成19年10月16日付け19こ家第218号社会部長通知・19教こ第239号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付
(コ) 第34条の11第2項の規定による変更の届出の受理	ス 放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱（平成19年10月29日付け19こ家第230号社会部長通知・19教こ第255号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども環境整備事業に係るものに限る。）
(キ) 第34条の11第3項の規定による廃止及び休止の届出の受理	(18) 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事項
(シ) 第34条の13第1項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査	ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく次の事項
(ス) 第34条の13第3項の規定による改善命令	(7) 第13条（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者のない女子等に対する資金の貸付け
(セ) 第35条第3項の規定による設置の届出の受理	
(ウ) 第35条第4項の規定による設置の認可	
(タ) 第35条第6項の規定による廃止及び休止の届出の受理	
(チ) 第35条第7項の規定による廃止及び休止の承認	
(ナ) 第46条第1項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査並びに同条第3項の規定による児童福祉施設の改善の勧告及び命令（保育所、助産施設、児童厚生施設、里親及び保護受託者に係るものに限る。）	
(ヲ) 第57条の2第1項の規定による不正利得の徴収	
(ト) 第57条の3第1項の規定による報告等の命令及び質問	
(ハ) 第57条の4の規定による資料の提供の要求等	
(ニ) 第58条の規定による認可の取消し	
(ヌ) 第59条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査（第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。）	

- | | |
|---|---|
| <p>(イ) 第14条（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付け</p> <p>(ウ) 第13条（第32条第1項において準用する場合を含む。）及び第14条（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。）</p> <p>イ 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の規定に基づく次の事項</p> <p>(7) 第8条第5項（第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による災害を受けた者に対する据置期間の延長</p> <p>(イ) 第11条の規定による修学資金の交付の停止及び減額</p> <p>(ウ) 第12条の規定による貸付けの停止の認定（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる児童扶養資金に係るもの）を含む。（オ）から（エ）までにおいて同じ。）</p> <p>(I) 第15条の規定による母子福祉団体に対する監督等の権限</p> <p>(オ) 第16条の規定による一時償還の請求</p> <p>(ウ) 第17条（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。）（ク）において同じ。）</p> <p>(エ) 第19条の規定による償還金の支払猶予</p> <p>(ク) 第38条において準用する第11条、第12条、第15条から第17条まで、第18条第2項及び第19条の規定による寡婦福祉資金に係る修学資金の交付の停止及び減額等</p> <p>ウ 児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）の規定に基づく次の事項</p> <p>(7) 附則第4条第1項の規定による資金の貸付け</p> <p>(イ) 附則第4条第1項の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収（督促状発送後の徴収事務に限る。）（オ）において同じ。）</p> <p>(ウ) 附則第4条第5項の規定による据置期間の延長</p> <p>(I) 附則第4条第6項の規定による貸付けの停止の認定</p> <p>(オ) 附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予</p> <p>(ク) 附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第16条の規定による一時償還の請求</p> <p>(エ) 附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第17条の規定による違約金の徴収</p> <p>エ 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和57年長野県規則第5号）の規定に基づく次の事項</p> <p>(7) 第5条（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成14年長野県規則第46号。以下「改正規則」という。）附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による借用書の受理</p> <p>(イ) 第6条の規定による貸付金の増額</p> <p>(ウ) 第7条の規定による貸付金の辞退及び減額の申出の受理</p> <p>(I) 第8条第1項の規定による休学及び復学の届出の受理</p> <p>(オ) 第13条の規定による償還方法の変更の申請の受理</p> | <p>(カ) 第14条の規定による繰上償還の申出の受理</p> <p>(キ) 第18条（改正規則附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による借主等の氏名の変更等の届出の受理</p> <p>(ク) 第19条（改正規則附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による借主等の死亡の届出の受理</p> <p>(ケ) 第20条（改正規則附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による保証人の変更の届出の受理</p> <p>(コ) 第23条において準用する第5条から第8条まで、第13条、第14条及び第18条から第20条までの規定による寡婦福祉資金に係る借用書の受理等</p> <p>(19) 障害者の福祉に関する事項</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく次の事項</p> <p>(7) 第10条第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡調整、情報提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務（第18条第2項の措置に係るもの）を除く。）</p> <p>(イ) 第10条第1項第2号のイの規定による実情の把握</p> <p>(ウ) 第10条第2項の規定による必要な助言</p> <p>イ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の28第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査</p> <p>ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく次の事項</p> <p>(7) 第11条第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡及び調整、情報提供その他必要な援助並びにこれらに付随する業務（第16条第1項第2号の措置に係るもの）を除く。）</p> <p>(イ) 第11条第1項第2号のイの規定による実情の把握</p> <p>エ 障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第15条の28第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査</p> <p>オ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の規定に基づく次の事項</p> <p>(7) 第25条第2項の規定による相談への対応、助言及び指導等並びに関係行政機関の紹介</p> <p>(イ) 第25条第3項の規定による資料の送付、情報の提供その他の協力の要請</p> <p>カ 障害者福祉街づくり推進事業補助金交付要綱（昭和57年5月31日付け57障第110号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付</p> <p>キ 授産施設利用障害者指導員設置事業補助金交付要綱（平成8年2月22日付け7厚第748号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付</p> <p>ク 身体障害者等自立生活支援センター運営事業補助金交付要綱（平成9年7月16日付け9障第236号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付</p> <p>ケ 障害者グループホーム等施設整備事業補助金交付要綱（平成14年6月24日付け14障第215号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付</p> <p>コ 障害者共同作業所新体系移行円滑化支援事業補助金交付要綱（平成19年3月27日付け18障自第74号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付</p> |
|---|---|

- サ 障害者居宅福祉事業補助金交付要綱（平成19年3月30日付け18障第512号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものと除く。）
- シ 市町村地域生活支援事業県費補助金交付要綱（平成20年2月28日付け19障第434号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付
- ス 障害者自立支援給付費等県費負担（補助）金交付要綱（平成20年2月28日付け19障第435号社会部長通知）の規定に基づく補助金等の交付
- (20) 障害者の自立支援に関する事項
- ア 障害者自立支援法の規定に基づく次の事項
- (7) 第11条第2項の規定による報告等の命令及び質問（第5条第12項に規定する障害者支援施設に係るものと除く。）
- (イ) 第48条第1項の規定による報告等の命令、質問及び立入検査
- (ウ) 第48条第4項の規定による報告等の命令、質問及び立入検査
- イ 社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（平成18年3月2日付け17コ福第281号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付（障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う施設の整備に係るものに限る。）
- ウ 障害者就労訓練設備等整備事業補助金交付要綱（平成18年10月25日付け18障第339号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付
- エ 障害者自立支援対策特別対策事業補助金交付要綱（平成19年3月22日付け18障第519号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域に渡る団体に係るものと除く。）
- (21) 福祉のまちづくりに関する事項
- 長野県福祉のまちづくり条例の規定に基づく次の事項（建築物及び路外駐車場に係るものと除く。）
- ア 第12条第1項の規定による届出の受理
- イ 第12条第2項の規定による届出の受理
- ウ 第13条の規定による指導及び助言
- エ 第14条の規定による勧告
- オ 第17条第2項の規定による適合証の交付
- カ 第17条第3項の規定による適合証の返還の請求
- キ 第19条第1項の規定による報告の徴収（国、地方公共団体又は第21条第1項の規則で定める公共的団体に対するものと除く。）
- ク 第19条第2項の規定による指導及び助言
- ケ 第20条第1項の規定による立入調査及び質問
- (22) 福祉医療に関する事項
- 福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の規定に基づく補助金の交付
- (23) 長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎の管理（長野県長野保健福祉事務所長に限る。）
- (24) 飯山庁舎の管理（長野県北信保健福祉事務所長に限る。）
- 別表第2の40中「長野県下伊那南部建設事務所を除き、長野県飯田建設事務所長にあっては長野県下伊那南部建設事務所の管轄区域に係るものと含む」を「長野県下伊那南部建設事務所長を除く」に

改め、同(3)のアの(ミ)を同(メ)とし、同(マ)を同(ム)とし、同(ホ)を同(ヒ)とし、同(ヘ)中「(イ)、(オ)及び(カ)」を「(イ)、(キ)及び(ケ)」に改め、同(ヘ)を同(ヲ)とし、同(ヲ)を同(ホ)とし、同(ヒ)を同(ヘ)とし、同(ヘ)中「(イ)、(オ)、(カ)、(メ)、(セ)、(チ)及び(テ)並びにウ」を「(イ)、(キ)、(ケ)、(ス)、(タ)、(テ)及び(ナ)並びにエ」に改め、同(ヘ)を同(ヲ)とし、同(ヲ)から(リ)までを同(ヲ)から(ヒ)までとし、同(セ)中「(オ)」を「(ヰ)」に改め、同(セ)を同(ケ)とし、同(ケ)から(ス)までを同(ヲ)から(ヰ)までとし、同(ヰ)中「(オ)及び(カ)」を「(ヰ)及び(ケ)」に、「(ケ)及び(ヰ)」を「(ヰ)及び(ヰ)」に改め、同(ヰ)を同(ケ)とし、同(ケ)を同(ヰ)とし、同(ヰ)を同(ヰ)とし、「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同(ヰ)を同(ヰ)とし、同(ヲ)から(ヰ)までを同(ヰ)から(ヰ)までとし、同(ヰ)の前に次の事項を加える。

(7) 第18条第1項の規定による道路の区域の決定及び変更並びに公示及び縦覧

(イ) 第18条第2項の規定による公示及び縦覧

別表第2の40の(3)のクの(イ)中「アの(ヰ)」を「アの(ヰ)」に改め、同クを同ケとし、同ウからキまでを同エからクまでとし、同イの(イ)中「アの(ヰ)及び(カ)」を「アの(ヰ)及び(ケ)」に改め、同イを同ウとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第91条の規定による意見の提出

別表第2の40の(16)中「関する事項」の次に「（長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長及び長野県須坂建設事務所長を除く。）」を加え、同(18)中「(3)のアの(ヰ)」を「(3)のアの(ヰ)」に改め、同(21)から(24)までを削り、同48の(8)中「教育委員会事務局職員（）の次に「長野県東信教育事務所及び」を加える。

別表第3の2中「ウの(ケ)及び(ヰ)」を「ウの(ケ)、(ヰ)及び(ヰ)」に、「オの(シ)、カの(コ)、(タ)及び(チ)、キの(イ)、クの(ト)並びにケ」を「カの(シ)、キの(コ)、(タ)及び(チ)、クの(イ)、ケの(ト)並びにサ、同(15)のキ及びビク」に、「ケの(ケ)及び(ヰ)」を「ケの(コ)及び(ヰ)」に、「同(22)のイ及びビウ、同(23)、同(26)のアの(7)及びウ、同(27)のアの(ウ)、イの(ヰ)及びビウの(ヰ)及び(ヰ)、同(28)のア、イ及びウ、同(36)、同(44)のアの(ヰ)及びイの(ヰ)、同(45)、同(53)のシ」を「同(27)、同(35)のアの(ヰ)及びビの(ヰ)、同(36)、同(44)のシ」に、「同(60)のイの(ヰ)、同(61)のア」を「同(51)のイの(ヰ)、同(52)のア」に、「同(63)のイ及びウ、同(70)、同(73)のカ」を「同(60)のイ及びウ、同(61)、同(64)のカ」に、「同(74)のイの(ヰ)」を「同(65)のイの(ヰ)」に、「同(77)のアの(7)」を「同(68)のアの(7)」に、「同(78)のアの(ヰ)及び(ヰ)、同(79)のアの(ヰ)から(ヰ)まで、同(81)のアの(ヰ)及び(ヰ)、同(83)のアの(ヰ)から(ヰ)まで及び(ヰ)から(ヰ)まで」を「同(69)のアの(ヰ)及び(ヰ)、同(70)のアの(ヰ)から(ヰ)まで、同(72)のアの(ヰ)及び(ヰ)、同(74)のアの(ヰ)から(ヰ)まで及び(ヰ)から(ヰ)まで」に、「同(86)のキ及びビク」を「同(77)のキ及びビク」に改め、同3中「及び同(6)」を「、同(12)、同(14)のア及びイ、同(17)のアの(ヰ)、(シ)、(ス)及び(ヰ)並びにウ、同(18)のアの(ヰ)、イの(ヰ)及びビウの(ヰ)及び(ヰ)、同(19)のア、イ、エ及びオ並びに同(20)のア」に改め、同6を同7とし、同5を同6とし、同4中「別表第2の15の(2)のアの(ト)、同(4)のイの(7)及びウ、同(6)、同(10)のアの(ヰ)」を「別表第2の16の(1)のアの(ト)、同(3)のイの(7)及びウ、同(5)、同(9)のアの(ヰ)」に、「同(12)のアの(ヰ)」を「同(11)のアの(ヰ)」に、「同(13)のアの(ヰ)」を「同(12)のアの(ヰ)」に、「同(14)のウ及びエ、同(16)、同(18)のアの(7)、同(19)のア及びイ、同(20)のア及びイ、同(21)のアの(ヰ)、同(22)のアの(ヰ)、同(23)のアの(ヰ)、同(24)のアの(ヰ)及びウの(ヰ)、同(25)のアの(ヰ)」を「同(13)のウ及びエ、同(15)、同(17)のアの(7)、同(18)のア及びイ、同(19)のア及びイ、同(20)のアの(ヰ)、同(21)のアの(ヰ)、同(22)のアの(ヰ)、同

- ク 第19条第1項の規定による証書の返付
 ケ 第20条第1項の規定による証書の再交付
 コ 第21条第1項の規定による証書の返付及び交付
 サ 第21条第2項の規定による証書の返付及び交付
 シ 第21条第3項の規定による児童扶養手当支給停止通知書の交付
 ス 第21条第4項の規定による児童扶養手当支給停止通知書の交付
 セ 第21条第5項の規定による証書の提出命令
 ソ 第21条の2の規定による児童扶養手当支払通知書の交付
 タ 第22条第1項の規定による児童扶養手当資格喪失通知書の交付
 チ 第22条第2項の規定による証書の提出命令
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項及び第2項の規定による認定
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)の規定に基づく次の事項
- ア 第17条第1項の規定による特別児童扶養手当認定通知書及び特別児童扶養手当証書(オ、カ、クからコまで、シ及びソにおいて「証書」という。)の交付
 イ 第17条第2項の規定による特別児童扶養手当支給停止通知書の交付
 ウ 第18条の規定による特別児童扶養手当認定請求却下通知書の交付
 エ 第19条第1項の規定による特別児童扶養手当額改定通知書の交付
 オ 第19条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による証書の返付及び交付
 カ 第19条第3項の規定による証書の提出命令
 キ 第19条第6項の規定による特別児童扶養手当額改定請求却下通知書の交付
 ク 第20条第1項の規定による証書の返付
 ケ 第21条第1項の規定による証書の再交付
 コ 第22条第1項の規定による証書の返付及び交付
 サ 第22条第2項の規定による特別児童扶養手当支給停止通知書の交付
 シ 第22条第3項の規定による証書の提出命令
 ス 第23条の規定による特別児童扶養手当支払通知書の交付
 セ 第24条第1項の規定による特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付
 ソ 第24条第2項の規定による証書の提出命令

別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の別表を加える。

(別表第7)(第6条関係)

県税徵収対策室の分室長が専決する事項

- 1 所属職員の県内出張の命令
- 2 所属職員の時間外勤務の命令
- 3 所属職員の年次休暇、療養休暇(引き続き30日を超える場合を除く。)及び特別休暇の承認
- 4 その他の軽易なこと

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第

2の6の(II)の改正規定は、平成21年7月1日から施行する。

(社会福祉法施行細則の一部改正)

- 2 社会福祉法施行細則(昭和26年長野県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(書類の経由)

第7条 法、社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)及びこの規則の規定に基づき知事に提出(経由を含む。)する書類は、主たる事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所の長を経由しなければならない。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

- 3 児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)」を「保健福祉事務所」に改める。

(行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部改正)

- 4 行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則(昭和43年長野県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(書類の経由)

第4条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所の長を経由するものとする。

(長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

- 5 長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第16条中「福祉事務所の長」を「保健福祉事務所の長(市にあっては、当該市の福祉事務所の長)」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

- 6 生活保護法施行細則(平成8年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第10条中「福祉事務所」の次に「(小県郡にあっては佐久福祉事務所)」を加え、「地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)」を「保健福祉事務所(小県郡にあっては佐久保健福祉事務所)」に改める。

行政改革課

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の項及び4の項並びに同表の5の5の項及び6の項中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

別表第2中「水道技師 整備技師長 整備技師」を「水道技師」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「飯田保健所長」を「飯田保健福祉事務所長」に、

「農業総合試験場長 農事試験場長」を「農業試験場長」に、

「畜産試験場長 中信農業試験場長」を「畜産試験場長」に、

「上田建設事務所長」を「佐久建設事務所長 上田建設事務所長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「保健所 所長 次長」を「保健福祉事務所 所長 副所長」に、

「阿南介護老人保健施設 看護専門学校 所長 校長」を

「看護専門学校 校長」に、

「病害虫防除所 地域農業改良普及センター 農業総合試験場 農事試験場 所長 場長 管理部長」を

「地域農業改良普及センター 農業試験場 所長 場長 管理部長」に、

「畜産試験場 中信農業試験場 所長 場長 管理部長」を

「畜産試験場 場長 管理部長」に、

「建設事務所 所長 次長」を

「建設事務所 佐久建設事務所 佐久北部事務所 北信建設事務所 中野事務所 北信建設事務所 飯山事務所 所長 次長 所長 所長 所長」に改め、同

表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「学校教育課長又は教育課長 学校教育課又は教育課」を「学校教育課長 学校教育課」に、「体育センター 所長」を

「南信教育事務所 飯田事務所 体育センター 所長 校長」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の研究職給料表の項中

3 農業総合試験場	「	3 農業試験場
4 農事試験場	を	4 果樹試験場
5 果樹試験場		5 野菜花き試験場
6 野菜花き試験場		6 畜産試験場
7 畜産試験場		7 中信農業試験場
8 中信農業試験場	」	」

「9」を「7」に、「10」を「8」に、「11」を「9」に改め、同表の医療職給料表(1)の項から医療職給料表(3)の項まで中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

別表第2のウの3級の項及び4級の項並びに同表のオの5級の項及び6級の項中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

別表第3のエの義務装具士の項の次に次のように加える。

	短大3卒	1	5	3	4	4
歯科衛生士	0	1	6	9	14	18
			2.5	5	3	4
	0	2.5	8	11	15	19
高校専攻			4	5	3	4
科卒	0	4	9	12	16	20

別表第4の短大卒の1 短大3卒の項中(21)を(22)とし、(12)から(20)までを1ずつ繰り下げ、(11)の次に次のように加える。

(12) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限3年以上のものに限る。)の卒業

別表第4の短大卒の2 短大2卒の項の(14)中「歯科衛生士法」を「平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則」に改める。

別表第7のエの歯科衛生士の項中

「短大卒 1級11号俸」を

「短大3卒 1級17号俸
短大2卒 1級11号俸」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「飯田保健所長」を「飯田保健福祉事務所長」に、

「農業総合試験場長 農事試験場長」を「農業試験場長」に、

「畜産試験場長 中信農業試験場長」を「畜産試験場長」に、「上田建

設事務所長「飯田建設事務所長」を「佐久建設事務所長 上田建設事務所長 飯田建設事務所長」に、

「 飯田保健所長以外の保健所長 上田保健所、飯田保健所、松本保健所及び長野保健所の次長 を」

「 飯田保健福祉事務所長以外の保健福祉事務所長 保健福祉事務所副所長 上田保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所、松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所の総務課長 に、」

「 農業大学校事務局長 病害虫防除所長 を「農業大学校事務局長」に、」

「 農業総合試験場の管理部長、企画調整部長及び研究技監」を

「 農業試験場の管理部長、企画経営部長及び研究技監 野菜花き試験場の研究技監 に、」

「上田建設事務所長、」を「佐久建設事務所長、上田建設事務所長、」に、「上田建設事務所、」を「佐久建設事務所、上田建設事務所、」に、

「 企画幹 税務専門調査幹 収納推進幹 を「企画幹」に、」

「 上田保健所、飯田保健所、松本保健所及び長野保健所以外の保健所の次長 松本保健所の課長 を」

「 上田保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所、松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所以外の保健福祉事務所の総務課長 松本保健福祉事務所の総務課長以外の課長 長野保健福祉事務所の検査課長 に、」

「 須坂看護専門学校副校長 阿南介護老人保健施設所長 を」

「 須坂看護専門学校副校長」に、「及び農業総合試験場」を「農業試験場及び野菜花き試験場」に、

「 農業総合試験場経営情報部長 野菜花き試験場の管理部長及び支場長 畜産試験場管理部長 中信農業試験場管理部長 を」

「 野菜花き試験場の管理部長及び佐久支場長 畜産試験場管理部長 に、」

「 林業総合センターの管理部長」を

「 林業総合センターの管理部長及び指導部長」に、

「 下伊那南部建設事務所長」を

「 佐久建設事務所佐久北部事務所長 北信建設事務所中野事務所長 北信建設事務所飯山事務所長 下伊那南部建設事務所長 に、」

「 農業総合試験場の管理部長、企画調整部長及び経営情報部長以外の部長 農事試験場の部長 を」

「 農業試験場の管理部長及び企画経営部長以外の部長」に、「野菜花き試験場の管理部長以外の部長」を

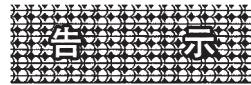
「 野菜花き試験場の管理部長及び北信支場の部長」

「 中信農業試験場の管理部長以外の部長 南信農業試験場の管理部長以外の部長 を」

「 南信農業試験場栽培部長」に改める。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第338号

海外引揚者等援護事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第236号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁
第9中「地方事務所」を「保健福祉事務所」に改める。

地域福祉課